

平成 25 年（行ク）第 8 号緊急命令申立て事件

決定

申立人 北海道労働委員会

申立人補助参加人 渡島信用金庫労働組合

被申立人 渡島信用金庫

主文

1 被申立人は、被申立人を原告とし、北海道を被告とする当庁平成 24 年（行ウ）第 43 号不当労働行為救済命令取消請求事件の判決の確定に至るまで、申立人が平成 22 年道委不第 28 号事件につきした平成 24 年 10 月 12 日付け命令のうち、主文 1 項から 3 項までに従わなければならない。

2 申立費用は被申立人の負担とする。

理由

第 1 申立ての趣旨及び理由

本件緊急命令申立ての趣旨及び理由は、別紙 1 の緊急命令申立書記載のとおりであり、本件申立てによってその履行を求める申立人が平成 22 年道委不第 28 号事件につきした平成 24 年 10 月 12 日付け命令（以下「本件命令」という。）の主文は、別紙 2 記載のとおりである。

第 2 当裁判所の判断

本件命令は、その認定及び判断において正当であり、適法であると認められる。そして、本件記録によれば、被申立人は、申立人が本件命令を発した以降現在に至るまで本件命令の主文 1 項から 3 項までが履行されていないことが一応認められる。本件命令の取消請求事件（当庁平成 24 年（行ウ）第 43 号不当労働行為救済命令取消請求事件）の判決の確定に至るまで被申立人が本件命令を履行しない状態が継続した場合、申立人補助参加人の団結権侵害及び申立人補助参加人代表者執行委員長 X 1 の個人的被害は著しく進行し、回復困難な損害が生じるおそれがあると一応認められるから、緊急命令の必要性があるというべきである。

第 3 結論

以上によれば、本件緊急命令の申立ては理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり決定する。

平成 26 年 5 月 16 日

札幌地方裁判所民事第 5 部

（別紙 2）

主文

1 被申立人は、申立人の執行委員長である X 1（以下「X 1 委員長」という。）を、平成 21 年 4 月 1 日付けでその資格を「事務職 C 級」から「管理事務職 D 級」に昇格させ、かつ、昇格後の資格に対応する職位を付与したものとして取り扱わなければならない。

- 2 被申立人は、前項で命じた取扱いにより、平成21年4月1日から同取扱いをするまでの間にX1委員長が受け取るはずの給料及び賞与の額が、既に受け取った給料及び賞与の額を超過することとなる場合は、同人に対し、その超過分に相当する額を支払わなければならない。
- 3 被申立人は、X1委員長を平成21年4月1日付けで「管理事務職D級」に昇格させず、かつ、その資格に対応する職位を付与しないことにより、申立人の運営に支配介入してはならない。
(以下省略)

(別紙1 省略)